



秋厚労ニュース

NO1734号

2017年1月16日

秋田県厚生連労働組合

秋田市山王5-4-2

TEL 018(864)3341

FAX 018(864)3349

要求は

職場からの発信

病院を良くするための

2月4日までに職場で話し合う材料

要求案のたたき台

働く環境が悪い職場に働き手は集まりません。これを解決するのが労働組合の役割。そのためには、1人でも多くの人々が、内側から発信し「要求づくり」に係ることが肝腎です。

働き手が集まらない原因は労働条件や職場環境

「職員を募集しても思うように集まらない」というのが、昨今の秋田県厚生連の大きな問題点の1つ。その傾向は、医師・看護師ばかりでなく、薬剤師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師など広がっています。この現象の背景には「人口減少」等があることも否めませんが、秋厚労は「働く環境」と労働条件が大きく関与していると考えています。

違法行為を許さない

この問題を解決するため、秋厚労は、2014年から「内外の人が働きたいと思うような職場づくり」を掲げました。過労死の危険

2017年 春闘要求案のたたき台

働く人手を増やす	次年度要員計画達成のための経過と今後の見通しを示すこと 臨床検査技師、作業療法士、言語聴覚士について、奨学金制度を新設すること
病棟夜勤の改善	病棟夜勤について、平成28年1月～12月の月別に、全病院の全病棟の夜勤日数ごとの人数を公表すること 特に、鹿角3病棟の平成28年11月～平成29年2月の夜勤日数ごとの人数を公表すること
年度末手当	秋厚労2016年5月9日付「年間手当要求」に基づいて、年度末手当(本俸+調整手当+家族手当+世帯支援手当)を0.5ヶ月(基準日3月31日)とすること
賃金	全職員の定期昇給は必ず実施し、また基本給2万円を引き上げること。なお、賃金の改善は2017年4月1日とすること
子育て世代の支援	未就学児・就学中の満22歳以下の子を扶養している場合、1人につき月5,000円を支給する制度を新設すること
58歳以上の不利益	満58歳以上の職員について、年間手当を現行の70%支給から75%支給へ改善すること
臨時職員の正職員化	栄養科の調理現場においては、正職員と同等の業務を3年以上遂行し、本人が希望する臨時職員について、正職員になることができる道すじ(採用試験を含む)を確立すること
委託化の断念	治療の要である「食」を担う栄養科、および病院の危機管理の中核である中央監視室について、委託・外注・派遣化構想を断念すること
検査技師の募集	臨床検査技師について、実人員が2017年度の要員計画に達しない場合には、随時募集に切り替えること 臨床検査技師(医療職Ⅱ)の採用試験について、従来の9月(一次試験)から、より早い時期に実施すること 臨床検査技師(医療職Ⅱ)の募集要項に関して、「細胞検査士又は超音波検査士」の選考優先条件を削除すること 臨床検査技師(医療職Ⅱ)の採用試験に関して、「一次試験のみ」とし、二次試験を行わないこと
時間外手当	時間外や休暇の申請用紙一式を、電子カルテのシステム上に置き、職員が必要に応じて印刷し使用できるようにすること
修士・博士学位	医療職Ⅱ(薬剤師、臨床心理士のぞく)が「修士号」の学位を授与された場合は、1号給加算すること 医療職Ⅱ(薬剤師、臨床心理士含む)が「薬学博士号」または「保健学博士号」の学位を授与された場合は、2号給加算すること
社会保障を守る	住民本位の病院運営ができるよう、医療・社会保障制度を抜本的に変革するため、労使で力を合わせて国に働きかけること

がある「長時間労働」や、離職の要因「ハラスメント」など、あつてはならない違法行為が職場でまかり通っている事態に立ち向かっています。

勇気をもって内側から変えていく

大事なものは「職場の内側からの発信」です。今まで、言いたくても言えなかった「ブラッくな部分」を告発し、勇気を

1人でなく みんなで

労働組合は、1人では言えないことを「みんなで言

春闘要求を決める 中央委員会

2017年

2月4日(土)

15:00~17:00

秋厚労会館